

講座・イベント



『教室型スマホセミナー』参加者募集中！

スマホを活用して、毎日をもっと楽しく便利にしませんか。スマホは体験機を使用するため、持っていない人も参加できます。

時 8月20日(水) 所 町民会館 対 町内在住者
定 各20人(複数選択可、各回10人未満の場合は中止)
締 8月18日(月)まで 申 町民会館 ☎854-3111



講座の種類・時間

講座名	時間	内容
調べもの編	10:00~12:00	【基礎編】 ・Google検索で知りたい情報をうまく探すコツ ・Googleレンズ(カメラ機能)を使って物の名前や植物、商品、翻訳などを調べてみよう 【応用編】 ・生成AI(ChatGPT)のできることで、使い道、コツ ・キーワードから俳句やエッセイを作ってみよう ・正しい情報の見分け方や使うときの心がけ
LINE編	13:30~15:30	【準備編】 ・LINEとは、LINEの基礎画面 ・友だち追加、メッセージを送ろう ・不要な連絡先をブロックする 【応用編】 ・LINEグループ機能を知ろう、使ってみよう ・音声通話やビデオ通話を試みよう ・SNS使用時の注意点

※いずれもアンドロイド機種を想定した講座です。(政策企画課)



第8回 ノルディック・ウォーク大会を開催します

誰でも無理なく、自分のペースで楽しめます。ノルディック・ウォークに興味がある人は、ぜひ参加してみませんか。

時 10月4日(土) 9:30~13:30
[受付] 9:00~
※雨天時は室内で講習を行います。
所 町民会館
[駐車場] 役場職員駐車場
※駐車場には限りがあります。
なるべく乗り合わせてお越しください。

対 どなたでも
※小学生以下は保護者同伴
持 飲み物、タオル、ノルディックポール、
すこくまポイントカード
※荷物預かりはできません。

定 100人
締 8月18日(月)~9月29日(月)
申 町民会館 ☎820-5605



コース

ご自身の体調に合わせてコースを選んでください。健康クイズもあるので、ぜひ挑戦してください。

【2.0 kmコース】

○ノーマルタイプウォーキング

【5.0 kmコース(町民会館~呉地公園~町民会館)】

①ノーマルタイプ基礎講習、
ノーマルタイプウォーキング

②スポーツタイプ基礎講習、
スポーツタイプウォーキング

※トイレは1か所しかありません。

※①と②でタイプが異なるノルディック
ポールを使用します。

完歩賞

ふでりんオリジナル反射キーホルダー



保険・年金・福祉

身体障害者への補助犬給付事業を知っていますか？

対 県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相当期間居住することが見込まれる18歳以上の身体障害者で、以下のすべてに該当する人
・身体障害者手帳1級または2級の人
・就労など(就労見込みを含む)により、社会活動の参加に効果があると認められる人
・補助犬を適切に利用し、飼育できると認められる人
・自己の所有する家屋以外の家屋に居住する人は、補助犬の飼育についてその家屋の所有者または管理者の承諾が得られること

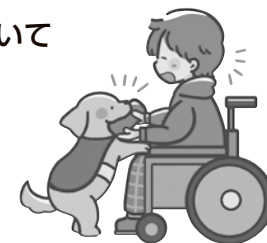
申請 盲導犬について

社会福祉課
☎820-5635
(社福)広島県視覚障害者団体連合会事務局

☎229-2320

聴導犬・介助犬について

広島ハーネスの会
☎961-6476



祝ご長寿



敬老会を開催します

長年にわたり、社会の発展に貢献されているみなさんの長寿をお祝いし、感謝の気持ちを込めて、敬老会を開催します。

時 9月13日(土) 10:00~11:30

所 町民会館 ふでりんホール

[駐車場] 町民会館駐車場

※駐車場には限りがあります。車でお越しの際は、できるだけ乗り合わせてお越しください。

対 町内に住所を有する人(8月1日現在)で、令和8年3月31日時点で80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の人

※対象者には案内状を送付します。

内容

式典、神楽公演(北広島町有田神楽団)

名簿について

名簿の作成については、掲載確認が困難であり、公平・公正を欠くため行いません。

問 敬老会実行委員会事務局(高齢者支援課内)

☎820-5605

長寿祝金を支給します

対 80歳・100歳の人
(令和8年3月31日時点)



支給方法

【80歳の人】

敬老会の案内状とあわせて、口座振替でお支払いするための請求用紙を送付します。請求用紙に口座番号などを記入し、返信用封筒で返送してください。

【100歳の人】

高齢者支援課から別途通知します。

問 高齢者支援課 ☎820-5605

国民年金付加年金制度を知っていますか？

国民年金の一般保険料に加えて、付加保険料(400円/月)を納めると、将来受け取る老齢基礎年金の年額に200円×付加保険料納付月数が上乗せされます。

付加保険料の納付には申し込みが必要です。納付開始は申込月分からとなります。



「付加保険料の納付」
詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください

対 国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者
※65歳以上の人および国民年金基金に加入している人は対象外です。

問 税務住民課保険年金グループ ☎820-5604
広島南年金事務所 ☎253-7710